

得 (prāpti) ・ 非得 (aprāpti) と無為 (asaṃskṛta) の関連性

村 上 明 宏

1. はじめに

得 (prāpti) ・ 非得 (aprāpti) は *Abhidharmakośabhāṣya* (以下 *AKBh*) など十四法を数える心不相応行中の有為法である (*AKBh*, pp.62.11–82.17).

この心不相応行の数え方は有部の論書において統一されていない。さらに、それらの論書では、心不相応行として分類された法の項目もまた、統一されていない。しかし、共通項はある。*AKBh*などの十四法を基準として心不相応行をみれば、十六法を数える『阿毘達磨法蘊足論』(以下『法蘊足論』)『阿毘達磨品類足論』(以下『品類足論』)の場合、「非得」が数えられず、代わりに「依得・事得・処得」の三つの得が数えられる。十七法を数える『阿毘曇甘露味論』の場合、十六法の数え方に「凡夫性」を加えて数える。また、『阿毘曇心論』『阿毘曇心論経』『雜阿毘曇心論』は *AKBh* と同じく十四法を数えるのだが、項目は異なり、「非得」を数えず、代わりに「凡夫性」を数える。心不相応行それぞれの項目は「得」「非得」をどう捉えるのか、ということが異なるのみで残りの法については共通している。この故に、心不相応行という分類には、その根底に一貫した考え方があり、その考え方に基づいて分類されていると考えられる。

その根底にある考え方が何であるのか、まず、心不相応行中に数えられる「得」と「非得」について、考察を加えてみたい。

2. 「得」の成立過程

AKBh において、「得」とは有情が自相続中に有為法を獲得 (獲, *lābha*) ・ 具有すること (成就, *samanvāgama*) であると説かれる (*AKBh*, p.62.14–20)。 *AKBh* 以後、*Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā* (以下 *SAKV*, pp.143.8–144.33), 『阿毘達磨順正理論』(以下『順正理論』, T29.396.c23–397.a12) においても同様に説かれる。「得」は有情があらゆる諸法を獲得・所有する法であると説かれる。

しかし、「得」の成立過程を振り返ってみると、「得」があらゆる諸法を獲得・所有する法であると明確に規定されるのは『品類足論』に至ってからである (T26.694.a19)。それ以前の初期の論書である『集異門足論』にみられる「得」の規定は四沙門果を説く箇所にある (T26.392.c23-393.a5)。そこでは、四沙門果は「有為の聖法」と「択滅」を獲得し、「択滅の得」によって四沙門果を証することが説かれている。『法蘊足論』でも同様のことが説かれている (T26.460.b21-460.c1, 464.c20-465.a21)。この『集異門足論』『法蘊足論』では聖者に関して「得」が説かれている¹⁾。これらの論書では、「得」は「択滅の得」によって聖者と凡夫の状態を区別する法である。また、初期の仏教において、「得」という用語はみられないものの、福田 [1991] では $\text{prā} \sqrt{\text{āp}}$ という語がもっていた初期仏典の用例を考察して、 $\text{prā} \sqrt{\text{āp}}$ という語が修行成果の獲得と涅槃の獲得に関して用いられるものであることを指摘し、 $\text{prā} \sqrt{\text{āp}}$ という語は「択滅の得」の意味に用いられることを述べている。

有部の初期の論書において、「得」は択滅を獲得・具有する聖者に関して説かれる法である。本来、「得」は「択滅の得」によって聖者であることを規定する法であったと考えられる。

3. 「非得」の成立過程

「非得」は *AKBh* において「得」と反対のものであるから「非得」ということが成立していると説かれる (*AKBh*, p.62.16-17)。「非得」は「得」とは正反対のものとして有情が自相続中に有為法を獲得しないこと (不獲, *alābha*)・具有しないこと (不成就, *asamanvāgama*) であると規定される。*SAKV* では、経には「非得」という法が成立していないことが述べられる (*SAKV*, pp.143.30-144.2)。実際に有部における初期の論書では「非得」と呼ばれる法は説かれていない。『順正理論』では、有情が諸法を獲得・具有しない「非得」を規定しつつ、「非得」とは「異生性」のことであると説いている (T29.396.c25-28)。

初期の論書では「非得」と呼ばれる法は説かれていないけれど、「非得」の代わりに「依得・事得・処得」が説かれている。この三つの得は『集異門足論』では地獄趣の衆同分などの獲得として説かれる (T26.415.c18-20)。この『集異門足論』で説かれる「依得・事得・処得」とは異生性 (凡夫性) に極めて類似した法である²⁾。この『集異門足論』で説かれる「依得・事得・処得」は『品類足論』でも継承される (T26.694.a24-25)。そして『阿毘曇心論』 (T28.830.c24, T28.831.a5-6),

(136) 得 (prāpti)・非得 (aprāpti) と無為 (asaṃskṛta) の関連性 (村 上)

『阿毘曇心論經』(T28.866.a7, T28.866.a19-20), 『雜阿毘曇心論』(T28.943.b5, T28.943.b7)に至ると, 「凡夫性」と規定される. この「凡夫性」は *AKBh* 以後「非得」として規定される. 本来, 「非得」は聖道を獲得・具有できない凡夫を規定する法であったと考えられる.

4. 無為法に関する「得」「非得」

AKBh において, 無為についても択滅 (pratisaṃkhyā-nirodha)・非択滅 (apratisaṃkhyā-nirodha) の「得」「非得」があると説かれる (*AKBh*, p.62.20-22). 「択滅の得」に関して *AKBh* では, すべての聖者とある凡夫たちが択滅を具有すると説かれる (*AKBh*, pp.62.23-63.1). この「ある凡夫たち (prthag-jana)」とは *SAKY* では見道位の初刹那における世間道によって択滅を具えているものたちと説いている (*SAKY*, p.144.18-30). この凡夫たちは第二刹那以降に聖者となる. 『順正理論』でも同様に説かれる (T29.397.a5-6). 「択滅の得」を境にして聖者であることが規定される.

「非得」が「得」と正反対のものであるから「択滅の非得」とは択滅を具有しない凡夫たちのことである. 本来, 「非得」は凡夫を規定する法である. 「非得」が凡夫を規定する法であることに関して, 福田 [1990a] では, 有部の論書において「煩惱の得」という表現は見られても「煩惱の非得」という表現はみられないことを指摘し, 「非得」とは「聖法の非得」のみに限定され, 凡夫であることを規定する法であることを述べている³⁾. 「択滅の非得」を境にして凡夫であることが規定される.

「択滅の得・非得」に基づいて聖者と凡夫の状態が区別される. これが *AKBh* では「得」の機能として「聖者と凡夫の状態を区別する因 (建立因, vyavasthā-hetu)」と規定される (*AKBh*, p.63.14-15). この「聖者と凡夫の状態を区別する因 (建立因)」は『阿毘達磨大毘婆沙論』(以下『大毘婆沙論』T27.463.b16-18)において確立されたとされる⁴⁾. しかし, 『集異門足論』『法蘊足論』で説かれる「得」の規定に「聖者と凡夫の状態を区別する」ということは見出すことができる. そこでは「択滅の得」に基づいて聖者と凡夫の状態の区別がなされる. この「択滅の得」は『大毘婆沙論』において「離繫得」と規定される (T27.161.a14-16). そして「煩惱の繫得」を断じ, 「離繫得」を獲得することが説かれる (T27.796.c27-797.a2). 『大毘婆沙論』では「離繫得」が有部の修道論・断惑論に基づいて⁵⁾, 煩惱を断じて択滅を獲得することであると説かれる. 『大毘婆沙論』でも「択滅の得」によって聖者と凡夫を区別する.

得 (prāpti)・非得 (aprāpti) と無為 (asaṃskṛta) の関連性 (村 上) (137)

有部は初期の論書から「択滅の得・非得」によって聖者と凡夫を区別している。この区別は「得」「非得」によってなされるのである。これは「得」が無為なる「択滅」を結びつける法であり、反対に「非得」は「択滅」を結びつけない法であることを意味する。本来、「得」「非得」は無為なる「択滅」との結合・非結合を意味する法であったと考えられる。

- 1) 福田 [1990a] pp.3-4 では「得という概念はまずこうした文脈から考え出された」と指摘する。
- 2) 『集異門足論』における「依得・事得・処得」は五趣の獲得に関して説かれている。それ故、福田 [1990b] pp.14-16 では「これら三つの得は、聖者を定義する原理（聖道の得）である得に対し、異生を定義する原理（異生に属する法の獲得）の確立を意図して、心不相応行中に立てられたと思われる。」と述べている。
- 3) このことは周 [2014] pp.914-920 においても「得法は有情への法の帰属関係を建立する法体であり、非得は聖道の非得という前提において、異生性の異名である。特に、非得の用法は聖道の非得のみに限定されている。」と指摘されている。
- 4) 櫻井 [2003] pp.854-857 では *AKBh* における「建立因」とは聖者と異生との差別等の修道論上の差別を確立設定する原因という意味であり、この「建立因」は『大毘婆沙論』の所説を承けたものであると述べている。
- 5) 「得」が修道論・断惑論上、重要な法として規定されていることは加藤 [1984]、福田 [1990a]、楠 [2012]、周 [2014] などの先行研究において指摘されている。

〈略号〉

AKBh: *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*. Edited by P. Pradhan. Patna: K. P. Jayaswal Reserch Institute, 1967 (1st ed.).

SAKV: *Sphutārthā Abhidharmakośavyākhyā by Yaśomitra*. Edited by Unrai Wogihara. Tokyo: Sankibo Buddhist Book Store, 1971 (1st ed.).

加藤 [1984]: 加藤宏道「得・非得の定義」(『印仏研』32-2) 1984 年; 楠 [2012]: 楠宏生「『婆沙論』における得と非得の相関的規定」(『印仏研』61-1) 2012 年; 櫻井 [2003]: 櫻井良彦「建立因としての得」(『印仏研』51-2) 2003 年; 周 [2014]: 周柔含「得法の一考察」(『印仏研』62-2) 2014 年; 福田 [1990a]: 福田琢「『婆沙論』における得と成就」(『大谷大学大学院研究紀要』7 号) 1990 年; 福田 [1990b]: 福田琢「十四心不相応行法の確立と得・非得」(『印仏研』39-1) 1990 年; 福田 [1991]: 福田琢「初期經典に見られる“得”の用例」(『印仏研』40-1) 1991 年。

〈キーワード〉 心不相応行, 得, 非得, 無為

(駒澤大学大学院研究生)